

第3期長和町
子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

長和町

目 次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	2
4 計画の策定体制.....	2
5 計画の対象.....	2
第2章 本町の子ども・子育てを取り巻く環境	3
1 年齢3区分別人口、就学前人口の推移.....	3
2 子育て支援サービス等の現状.....	5
3 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の概要.....	7
第3章 計画の基本的な考え方	20
1 基本理念.....	20
2 基本目標.....	21
3 施策体系.....	22
第4章 目標実現のための施策	23
目標1 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり.....	23
1 母子の健康の確保.....	23
2 仕事と子育ての両立の推進.....	25
3 ひとり親家庭等の自立支援の推進.....	25
4 特別な支援が必要な子どもの施策への施策.....	26
目標2 子どもが健やかにたくましく育つ環境づくり.....	28
1 次代の親の育成.....	28
2 子どもの安全を確保するための活動の推進.....	28
3 保育・教育環境の充実.....	29
4 放課後児童健全育成事業の充実.....	30
目標3 子育てを支援する地域づくり.....	31
1 地域の子育て支援体制の充実.....	31
2 児童虐待防止対策・社会的養育の充実.....	31
3 子育て家庭の経済的負担の軽減.....	32
第5章 子育て支援事業に係る量の見込み等	34
1 教育・保育提供区域の設定.....	34
2 幼児期の学校教育・保育.....	34
3 地域子ども・子育て支援事業.....	35
4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容.....	43
5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保.....	43
6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携.....	43

7 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携.....	43
--	----

第6章 計画の推進..... 45

1 計画の推進主体と連携の強化.....	45
2 計画の進行管理.....	45

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

急速に進行する少子化や保護者の就労環境の変化に伴い、子どもを取り巻く環境は著しく変化しています。

国においては、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会を目指して平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を整備しました。これらの法に基づき平成27年度から、子ども・子育て支援の新制度がスタートし、長和町においても平成27年3月に第1期となる「長和町子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度から令和元年度）を、令和2年3月に「第2期子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度から令和6年度）を策定し、「未来を託す子どもたちを地域が一体となって育むまると子育て長和町」を基本理念に定め、各種事業に取り組んでおります。

この第2期計画が令和6年度で最終年度となることから、令和7年度からの新たな計画「第3期長和町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたします。

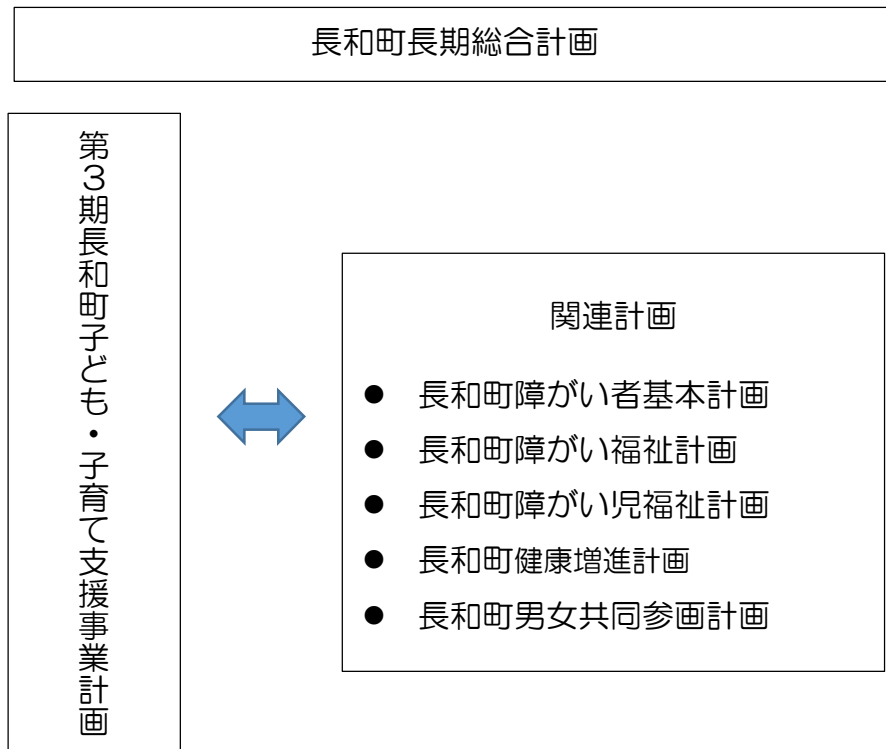
2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育・保育・地域の子育て支援事業についての需給計画であり、年度ごと、区域ごとの教育・保育サービス及び地域子育て支援事業の量の見込みと確保の方策を定める計画です。

(2) 関連計画との関係

この計画は、長和町長期総合計画を上位計画として位置づけ、町の関連する障がい者基本計画等の諸計画との整合性を図りながら作成しました。また、本計画は、次世代育成支援行動計画の後継として位置づけられています。



3 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5カ年を計画期間とします。

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第72条第1項に基づく「長和町子ども・子育て会議」において、内容等の審議を行います。

5 計画の対象

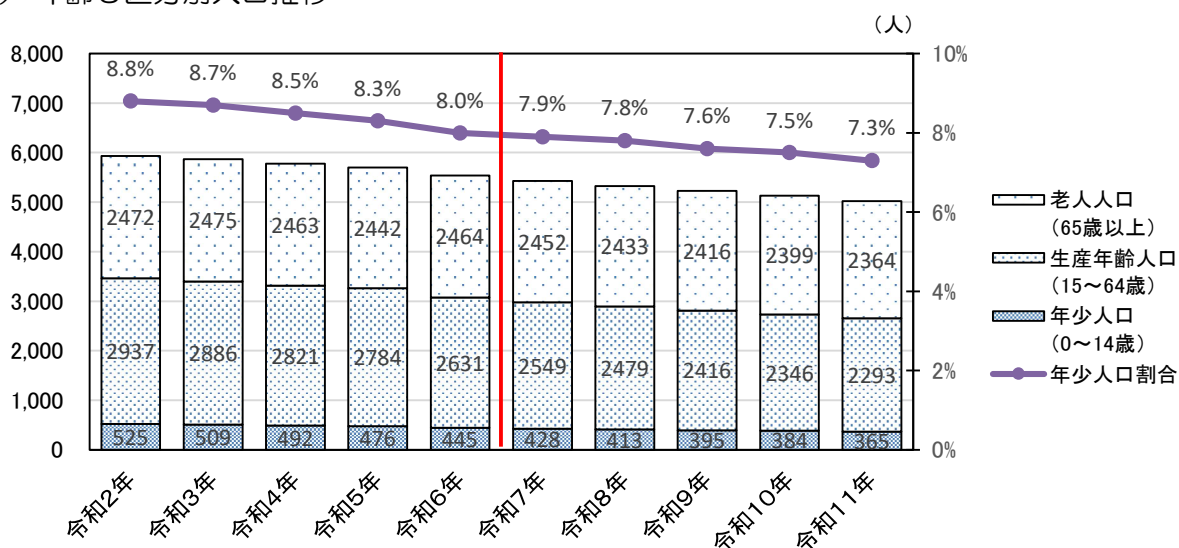
概ね18歳までの子どもをはじめ、その家族等を計画の対象とします。

第2章 本町の子ども・子育てを取り巻く環境

1 年齢3区分別人口、就学前人口の推移

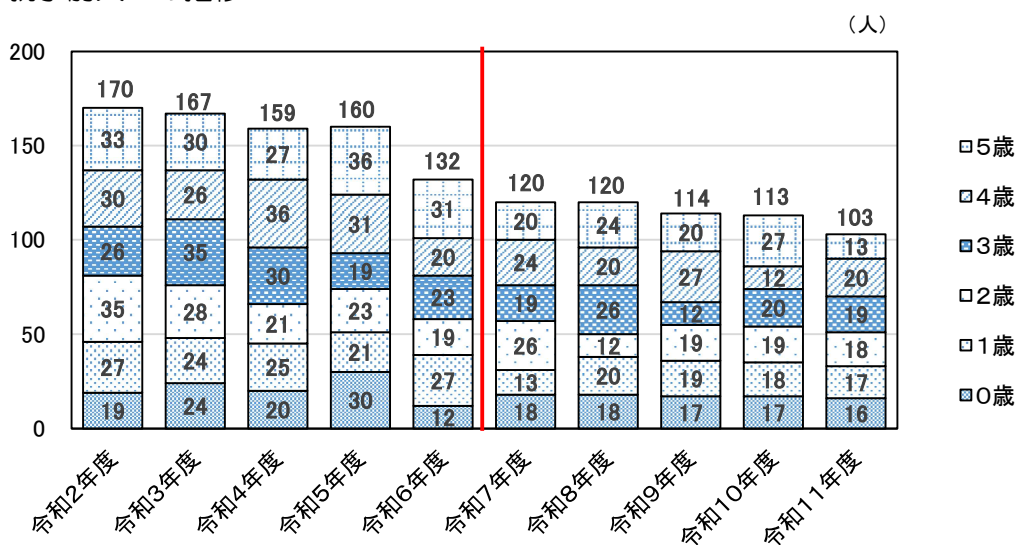
本町の人口は、令和6年4月1日現在5,540人となっています。第2期計画策定時（平成31年）と現在（令和6年）の人口を比べると548人減少しています。総人口が減少傾向で推移するなか、年少人口は、生産年齢人口、老人人口ともに、減少傾向で推移していくことが見込まれます。

(1) 年齢3区分別人口推移



※住民基本台帳（各年4月1日現在）
 ※令和6年までは実績値、令和7年以降は推計値

就学前人口の推移

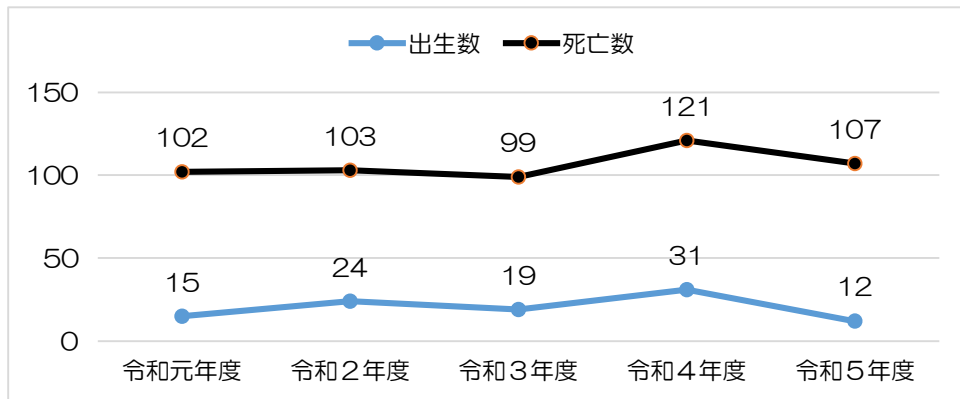


※住民基本台帳（各年4月1日現在）
 ※令和6年までは実績値、令和7年以降は推計値

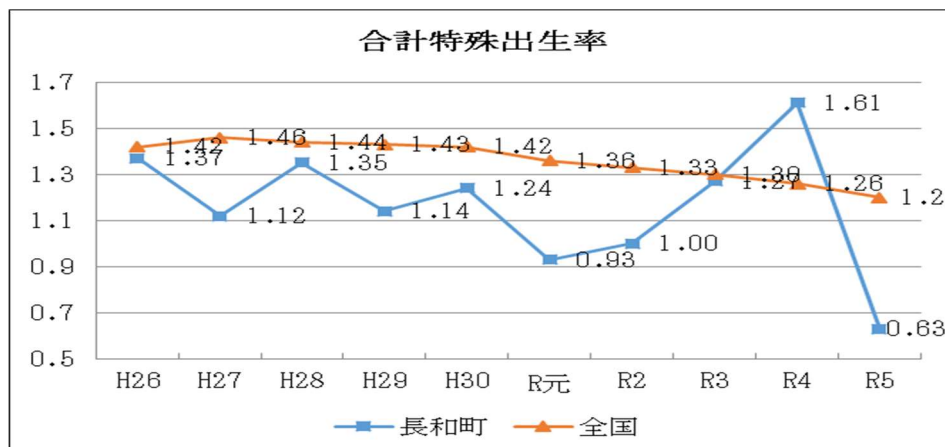
(2) 自然動態 一出生数と死亡数の推移一

死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。

(人)

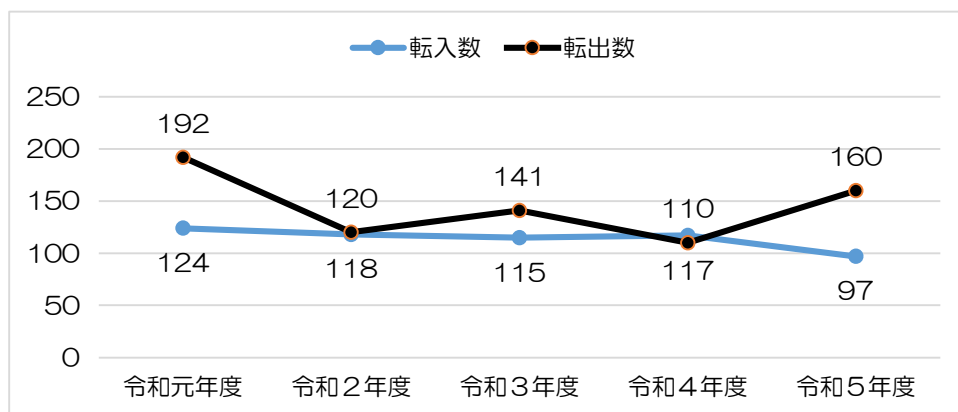


1人の女性が生涯に産む子どもの目安とされている合計特殊出生率は、令和元年から令和4年までは増加傾向にありましたが、令和5年は0.63と減少しています。



(4) 社会動態 一転入数と転出数の推移一

転出は、増加・減少を繰り返していますが、転入はほぼ横ばいの状態が続いています。



2 子育て支援サービス等の現状

(1) 保育サービス

①認可保育所の状況

町内の認可保育園数は、ながと保育園、和田保育園の公立保育園2園があります。

両園の園児数は減少傾向にありますが、3歳未満児の入園希望は多く、3歳未満児童数の4割弱から5割弱で推移しています。年度途中の入園予定者も含めると令和6年度の3歳未満児の入園率は6割を超えます。

●認可保育園入園状況の推移（保育園別）

各年4月1日現在（単位：人）

保育園名（定数）	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
ながと（150）	109	103	98	100	88
和田（60）	17	15	17	11	10
その他	1	2	4	0	0
合計	127	120	119	111	98

●認可保育園入園状況の推移（年齢別）

各年4月1日現在（単位：人）

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
入園児総数		127	120	119	111	98
年齢別 園児数	0歳児	1	0	0	0	0
	1歳児	12	15	13	10	13
	2歳児	26	18	18	18	15
	3歳児	26	34	28	18	21
	4歳児	30	23	35	30	19
	5歳児	32	30	25	35	30

●保育園における3歳未満児の推移

各年4月1日現在（単位：人）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
未満児数	81	76	66	74	58
在園の未満児数	39	33	31	28	28
在園児/未満児数	48.1%	43.4%	47.0%	37.8%	48.3%

②認可外保育施設の状況

現在、町内には1つの認可外保育施設があります。

○施設名：あすなろ

○利用者：4名（令和6年度4月1日現在）

(2) 小学校児童数の推移

各年5月1日学校基本調査(単位:人)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
長門小学校	169	170	169	162	167
和田小学校	50	38	34	33	29
合計	219	208	203	195	196

(3) 地域子ども・子育て支援事業の状況

①延長保育事業

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
延長保育(実人数)	56	60	67	50

②一時預かり事業

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
一時預かり事業(延べ人数)	82	25	41	50

③病児保育事業

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
利用人数(延べ人数)	0	0	0	0

④地域子育て支援拠点事業

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
利用者(延べ人数)	2,810	2,330	2,487	2,070
施設数(箇所)	1	1	1	1

⑤放課後児童クラブ

施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
登録者数(人)	101	96	101	84
施設数(箇所)	2	2	2	2

3 子ども・子育てに関するアンケート調査の概要

本計画策定のための基礎資料として、対象となるお子さんの保護者の就労状況、サービス利用の実態、子育てに関する意識・意見を把握することを目的に令和6年11月にアンケート調査を実施しました。

調査の概要と主なニーズ結果は以下のとおりです。

(1) 調査の概要

- 調査地域： 長和町全域
- 調査対象者： 「就学前児童」をお持ちの世帯・保護者…就学前児童調査
「小学生」をお持ちの世帯・保護者…小学生調査
- 抽出方法： 住民基本台帳より、就学前児童（0歳～5歳）102世帯、
小学生（6歳～11歳）155世帯の合計257世帯の対象者全てを抽出
- 調査期間： 令和6年11月8日（金）～令和6年11月22日（金）
- 調査方法： 郵送配布・郵送回収による郵送調査法

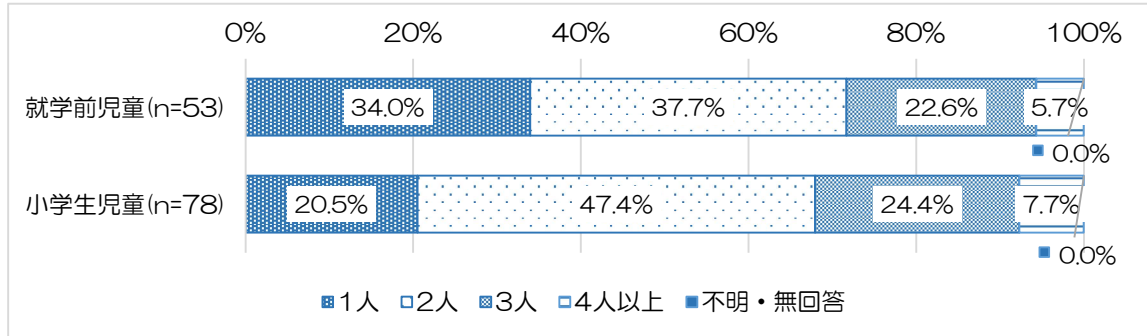
調査票	調査対象者 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	102	53	52.0%
小学生	155	78	50.3%
合計	257	131	51.0%

※「n」は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。
※前回調査は、平成30年12月に実施をしています。

(2) 主なニーズ調査結果

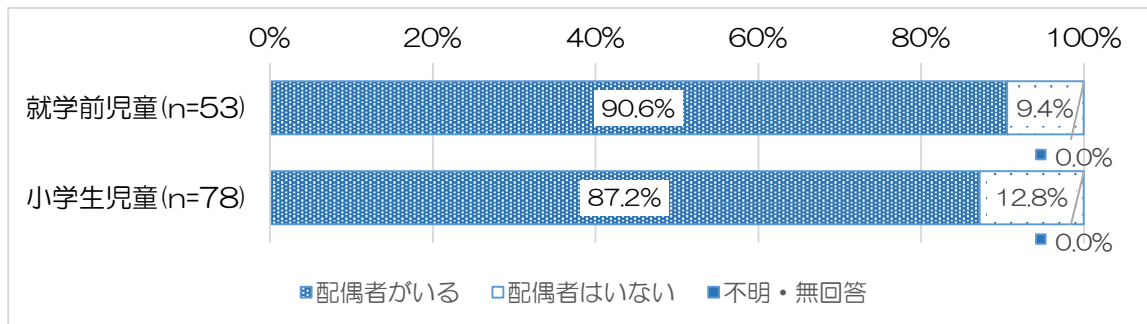
○お子さんを含めお子さんは何人いらっしゃいますか。

子どもの数は、就学前児童・小学生児童とも「2人」が最も多く、続いて就学前児童が「1人」、小学生児童は「3人」となっています。



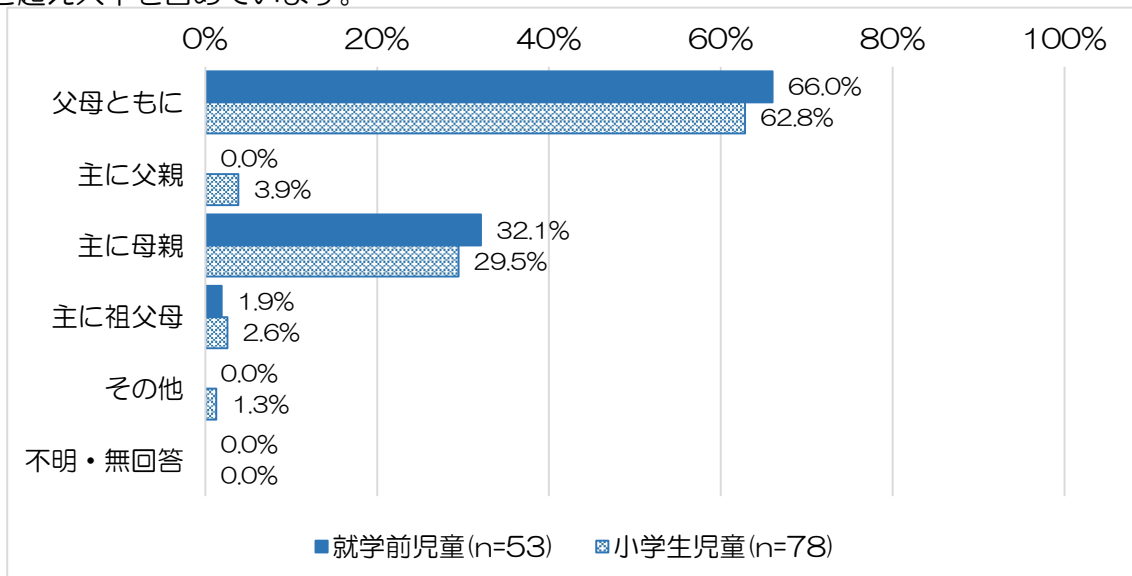
○配偶者関係についてお答えください。

配偶者関係は、就学前児童で「配偶者がいる」が90.6%、小学生児童で87.2%となっています。



○子育てをに行っているのはどなたですか。

子育てを主に行っている方は、「父母ともに」が就学前児童で66.0%、小学生児童で62.8%、「主に母親」の回答を合計した『母親』が関わっている方が就学前、小学生とも9割を超え大半を占めています。

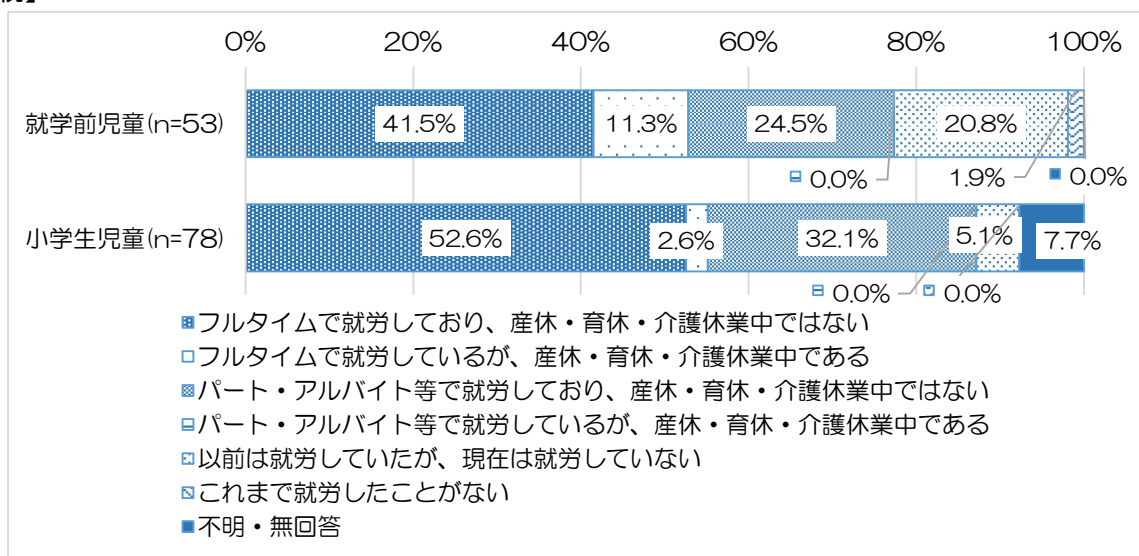


○保護者の就労状況について伺います

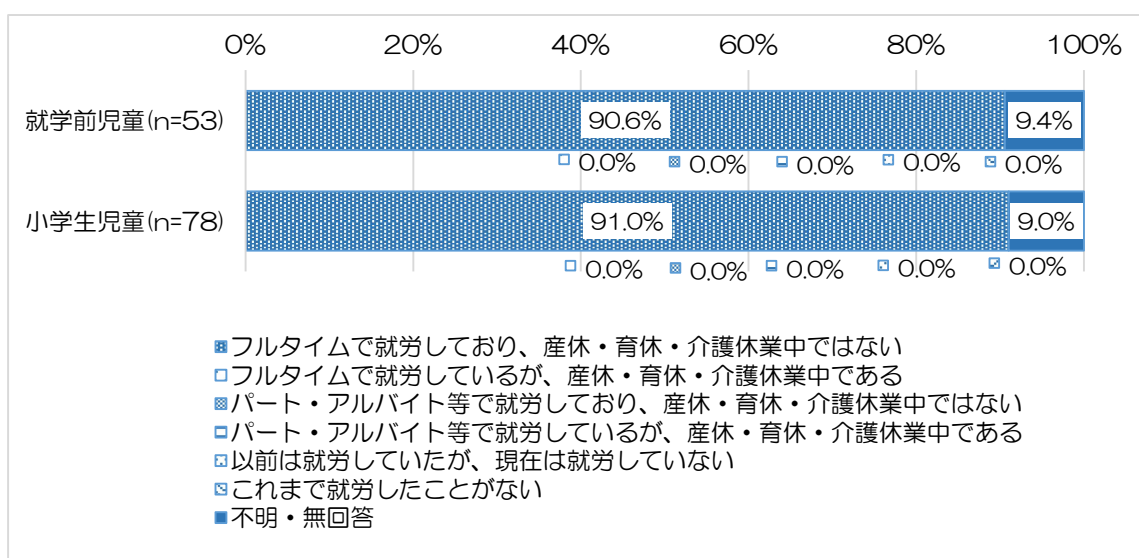
母親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、休業中ではない」が就学前児童で 41.5%、小学生児童で 52.6%と最も高くなっており、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が就学前児童で 24.5%、小学生児童は 32.4%と続いています。前回調査と比べると「フルタイムで就労しており、休業中ではない」が就学前児童で 11.8%、小学生児童で 7.4%増えておりフルタイムで働く母親が多くなっていることがうかがえます。

父親の就労状況は、「フルタイムで就労しており、休業中ではない」が、就学前児童、小学生児童とも 90%を超えています。

【母親】

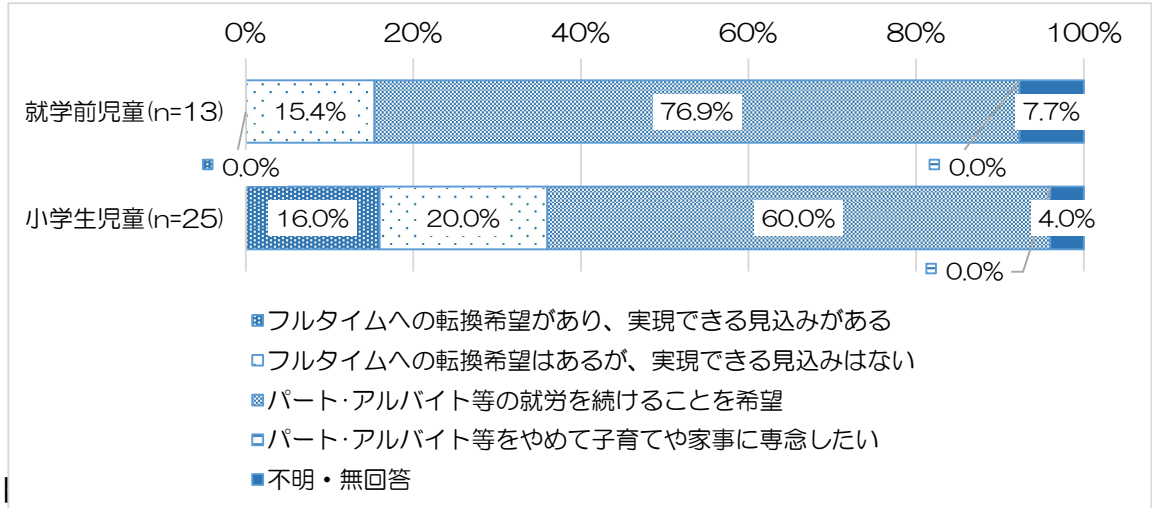


【父親】

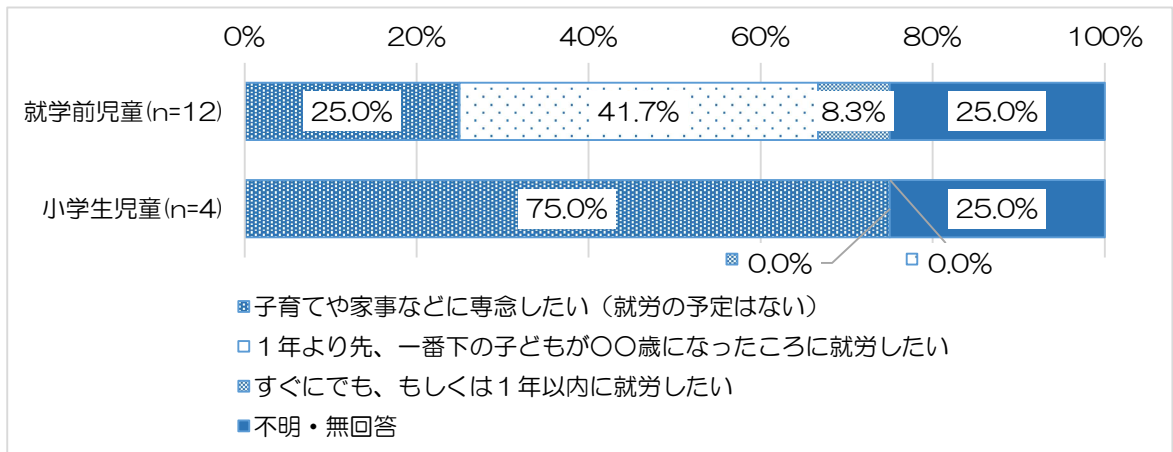


母親の「パート・アルバイト等」の方のフルタイムへの転換希望は、就学前児童、小学生児童保護者とも「パート・アルバイト・内職などで働き続けることを希望」が最も多くなっています。

【母親】



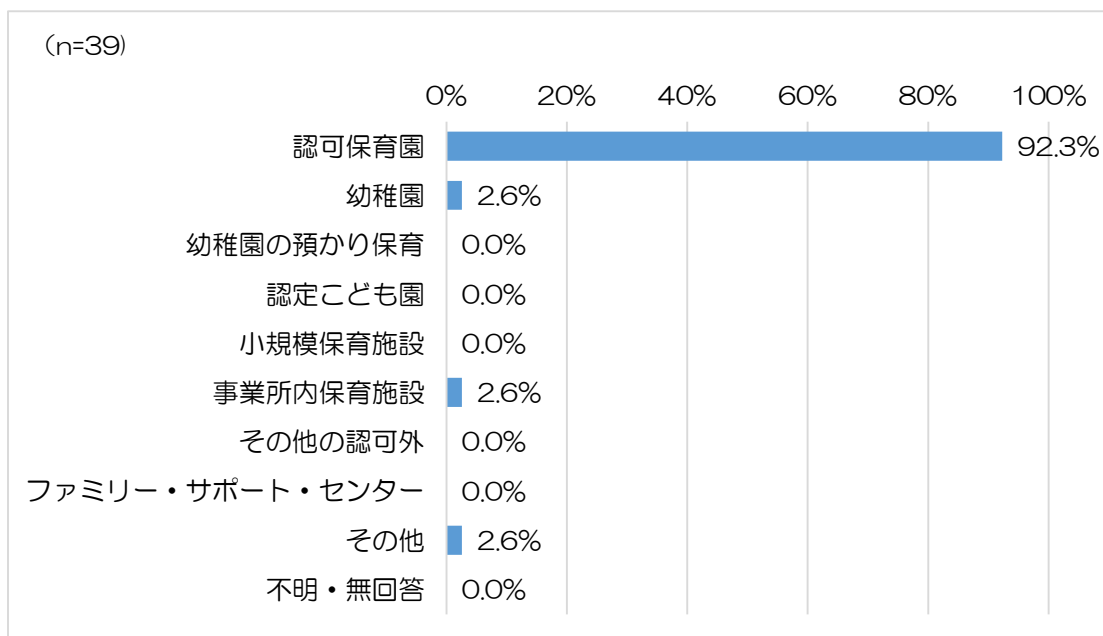
現在は働いていない就学前児童の母親の就労希望は「1年より先に働きたい」が41.7%で最も多く、小学生児童の母親では、「子育てや家事などに専念したい」が75.0%と最も多くなっています。



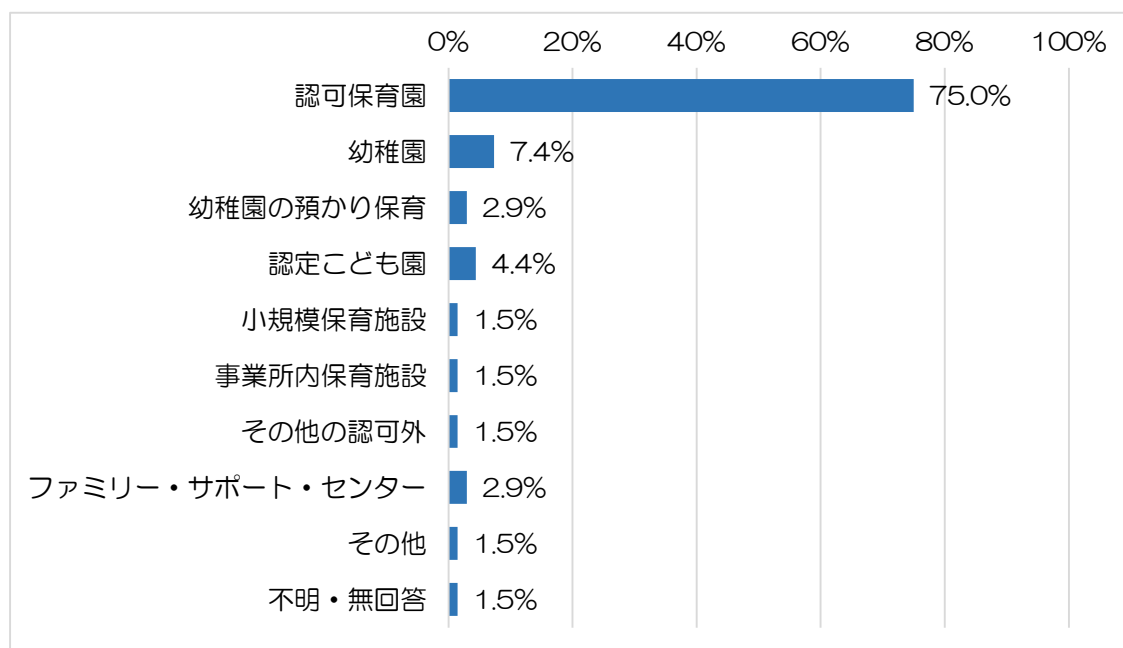
○平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について伺います。

平日に保育園などの施設や事業を定期的にご利用している人は73.6%で、「いずれも利用していない」が26.4%となっています。

平日「定期的に」ご利用している事業は、「認可保育園」が92.3%と最も多くなっています。

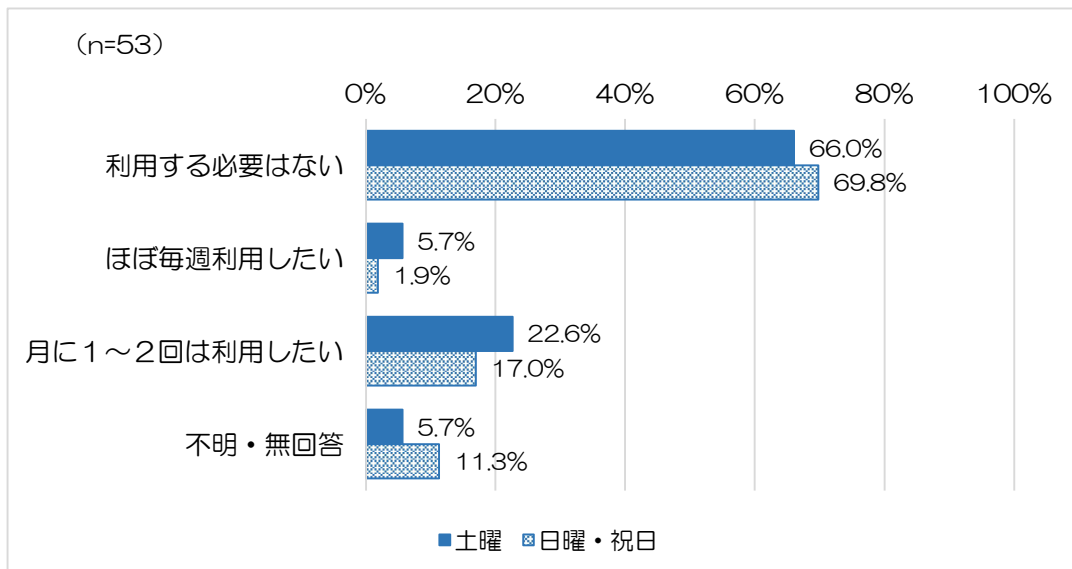


平日「定期的に」ご利用したいと考える施設や事業は、「認可保育園」が75.0%と最も多く大半を占めていますが、現在利用していない事業にも利用希望があります。

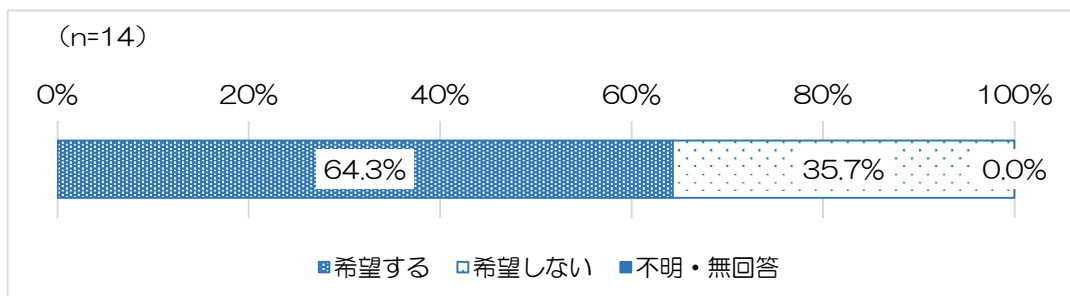


○不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について伺います。

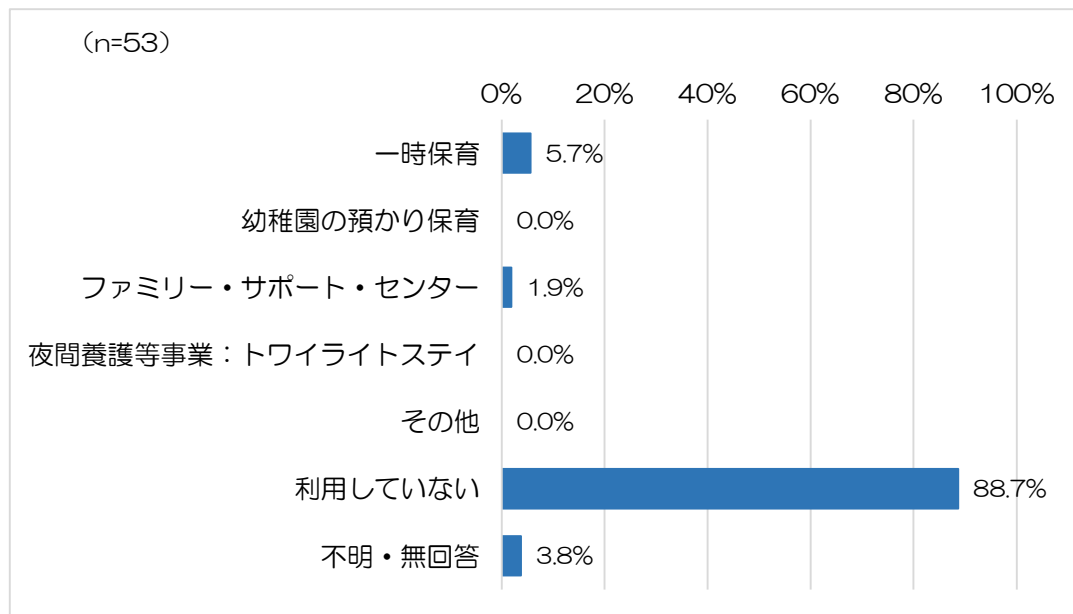
土曜日、日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望については、「利用する必要がない」が土曜日で66.0%、日曜・祝日で69.8%となっています。「ほぼ毎週利用したい」と「月に1～2回は利用したい」を合わせると、土曜日では28.3%、日曜・祝日で18.9%でした。



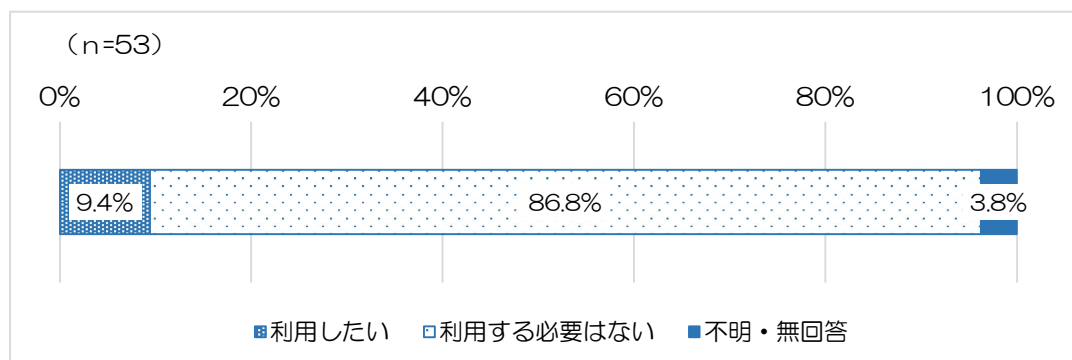
新たに創設される乳幼児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）が始まった場合の利用希望については、「利用を希望する」が64.3%となっています。



不定期の事業利用経験について、「利用していない」が88.7%と大半を占めています。利用した事業は一時保育が最も多くなっています。

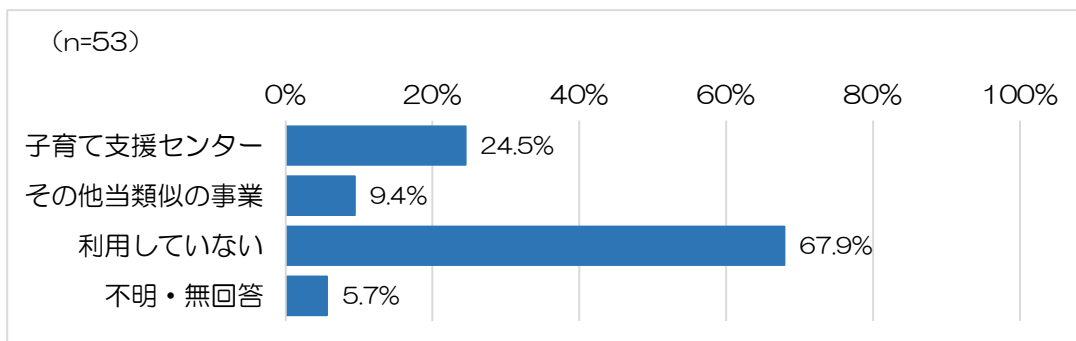


泊まりがけで家族以外に預ける事業（短期入所生活援助事業）の利用希望は「利用する必要がない」が86.8%と大半を占めていますが、「利用したい」が9.4%ありました。

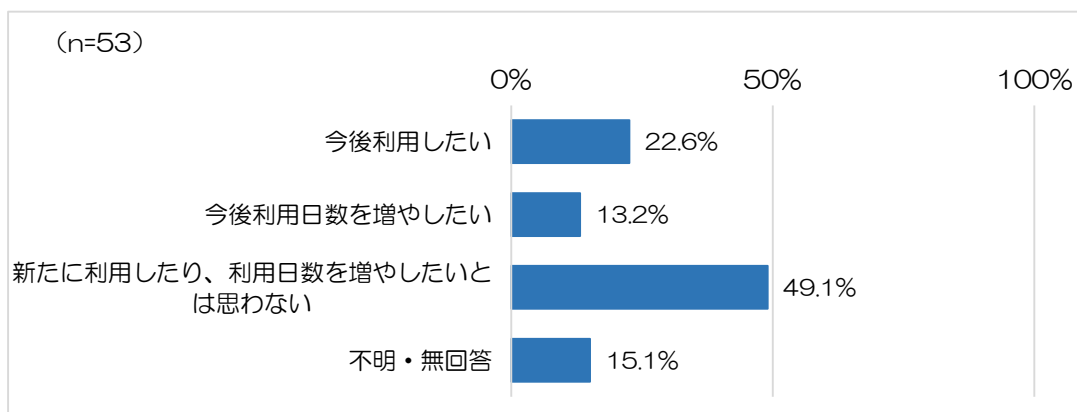


○子育て支援拠点事業の利用状況について伺います。

子どもの地域子育て支援拠点事業の利用状況については、「利用していない」が67.9%と最も多く、続いて「子育て支援センター」24.5%です。「利用していない」理由は、保育園などの利用によるものが最も多くなっています。

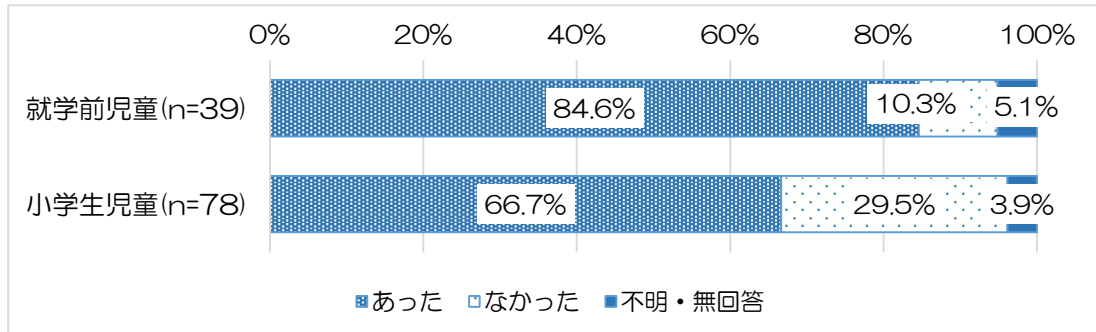


地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が49.1%と最も多く続いて、「今後新たに利用したい」が24.5%です。

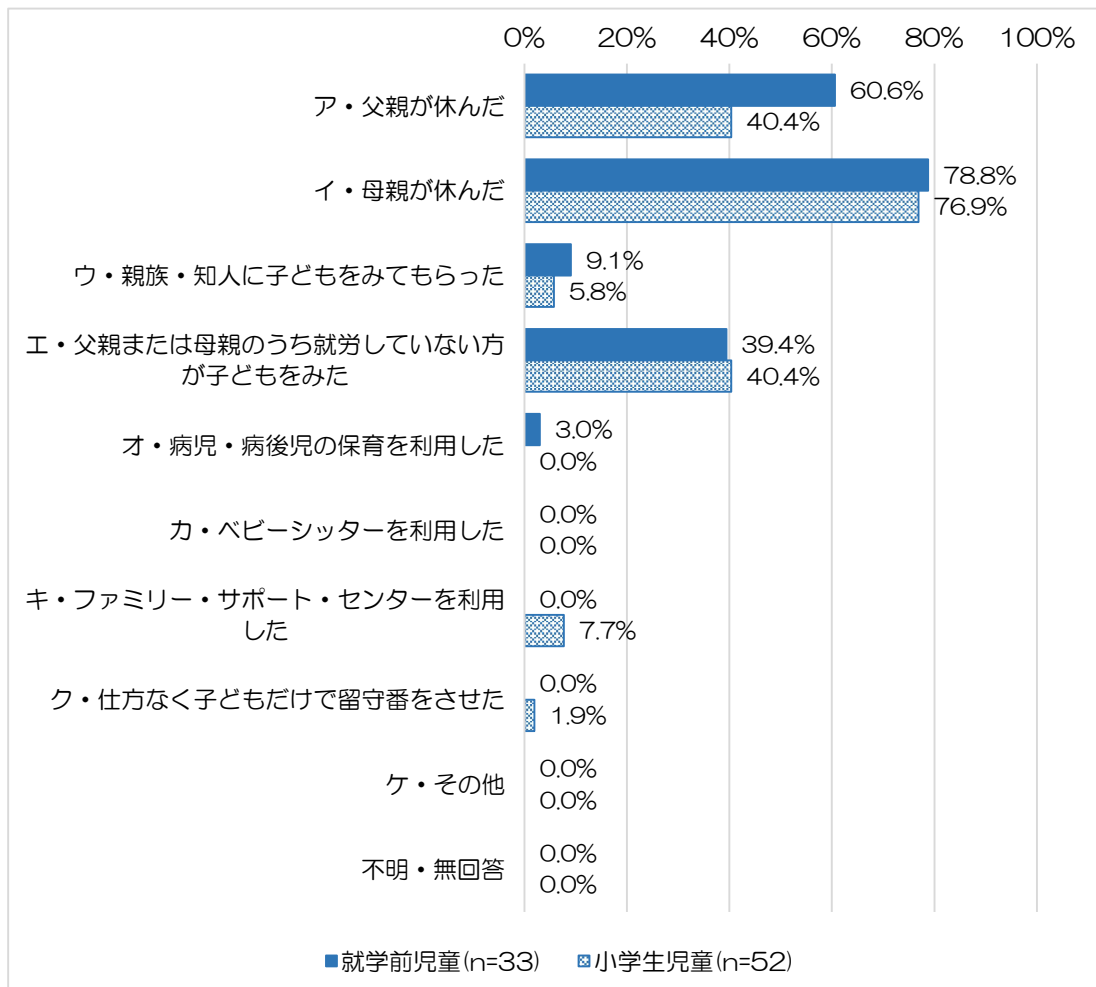


○ あて名のお子さんの病気の際の対応について伺います。

1年間に子どもが病気やケガで通常の利用ができなかった経験について、「あった」が就学前児童で84.6%、小学生児童で66.7%です。

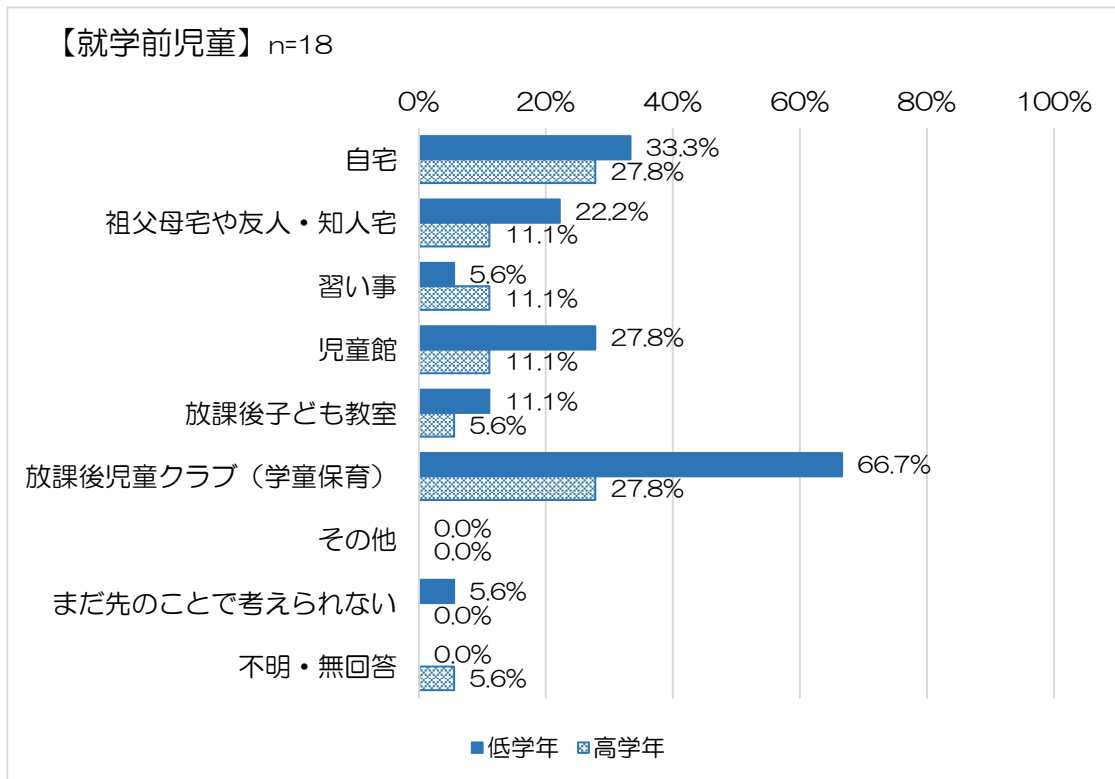


経験ある方の対処方法は、就学前児童で「母親が仕事を休んだ」が78.8%と最も多く、「父親」が60.6%、「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」が39.4%と続きます。前回調査より「父親が仕事を休んだ」が、就学前児童で34%、小学生児童で22.8%増加しています。

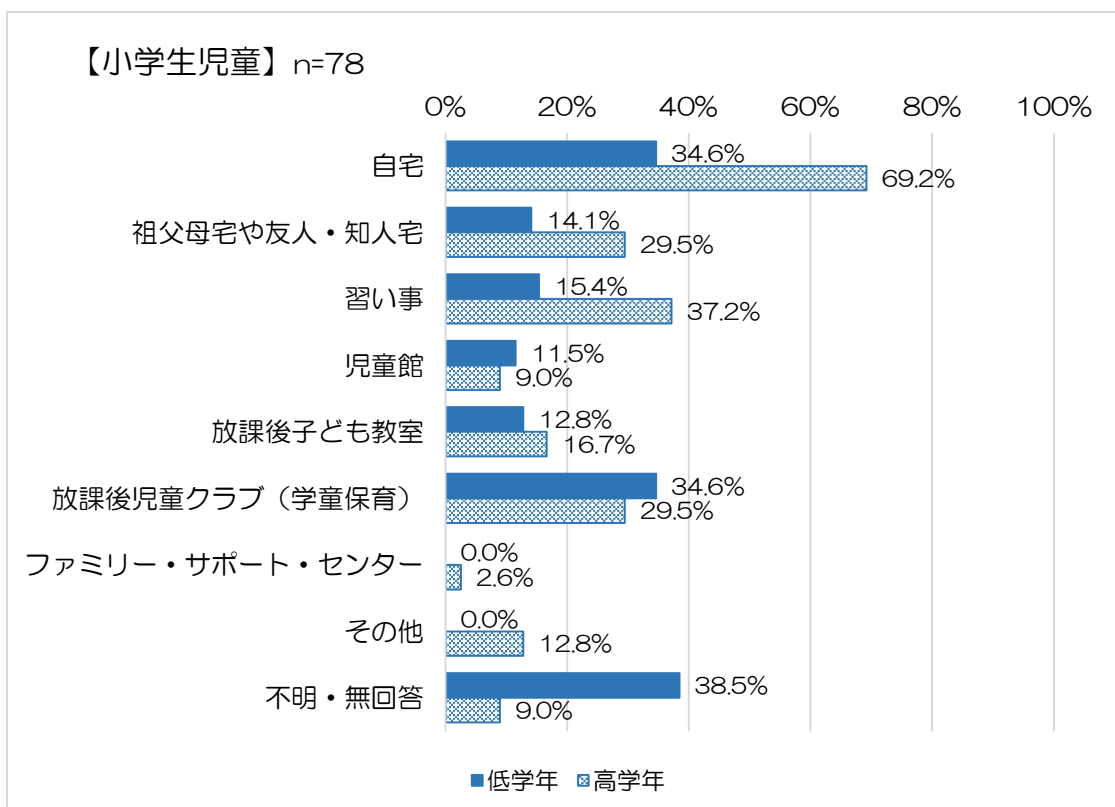


○ あて名のお子さんの放課後の過ごし方について伺います。

未就学のお子さんが、小学校入学後の放課後の過ごし方の希望として、低学年時は、「放課後児童クラブ」、「高学年時は「放課後児童クラブ」と「自宅」が最も多くなっています。

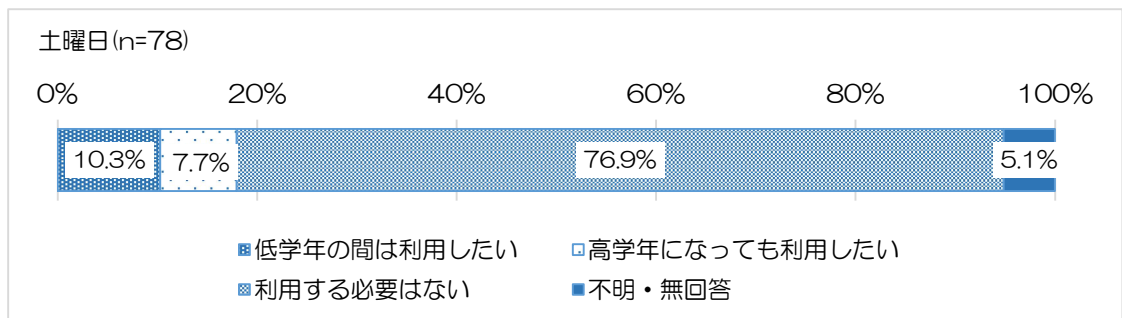


小学生児童の放課後の過ごし方の希望は、低学年では「自宅」と「放課後児童クラブ」が34.6%で最も多く、高学年では「自宅」が69.2%と最も多く、続いて「放課後児童クラブ」が29.5%となっています。



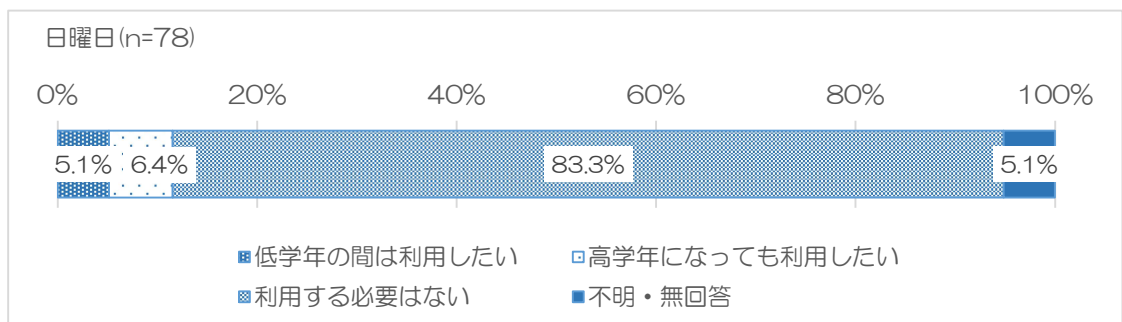
土曜日の放課後児童クラブの利用希望は、「利用する必要はない」が76.9%、「低学年の間は利用したい」が10.3%、「高学年になっても利用したい」が7.7%です。

【土曜日】



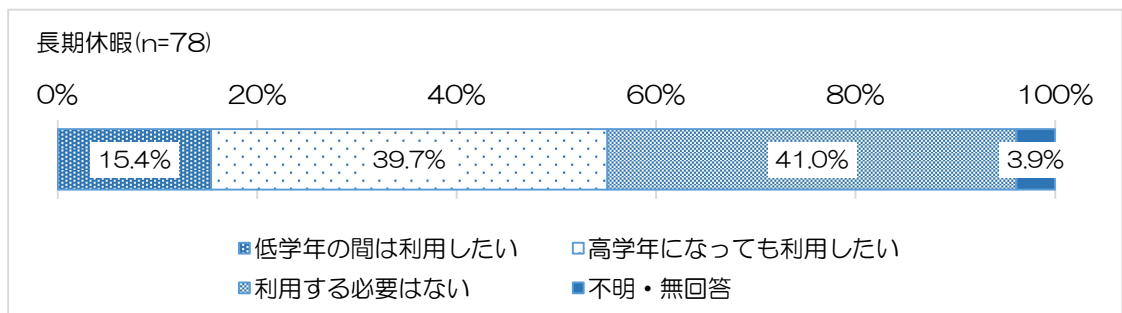
日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望は、「利用する必要はない」が83.3%、「高学年になっても利用したい」が6.4%、「低学年の間は利用したい」が5.1%です。

【日曜日・祝日】



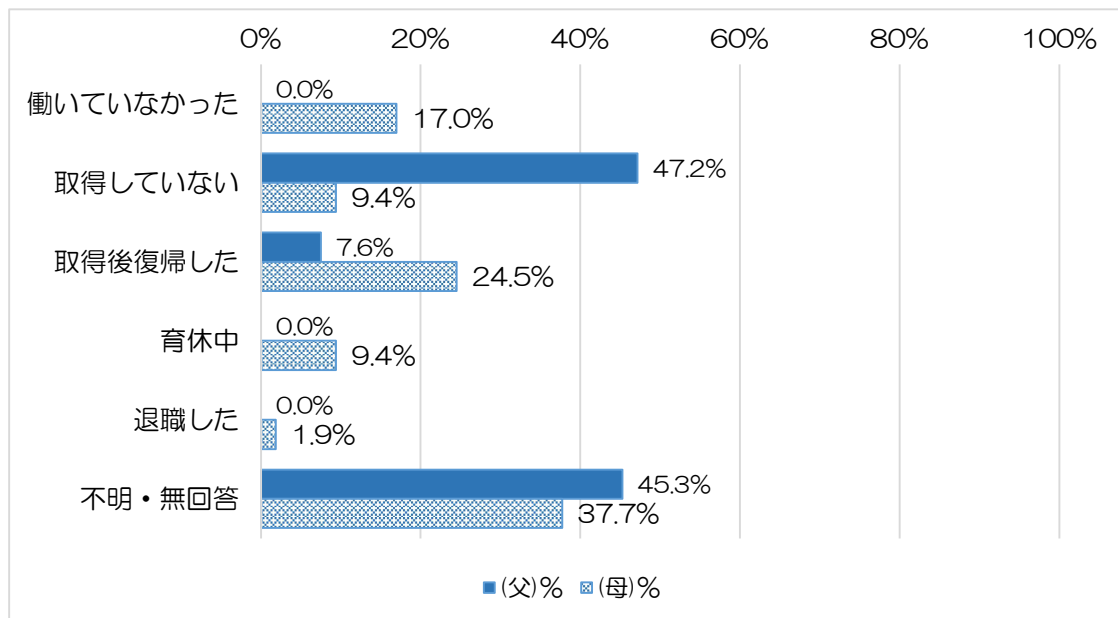
長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望は、「利用する必要はない」が41.0%と最も多く、「高学年になっても利用したい」が39.7%、「低学年の間は利用したい」が15.4%です。長期休暇中の利用希望が高いことがうかがえます。

【長期休暇】



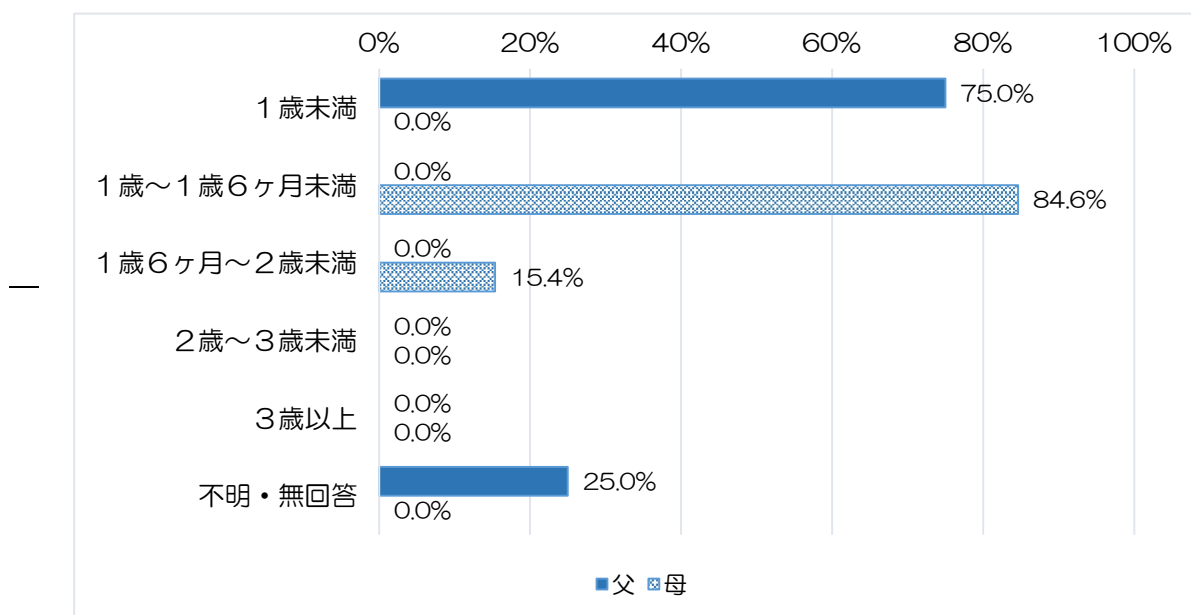
○育児休業等について伺います。

母親の育児休業取得については、「取得後復帰した」「育児休業中」があわせて33.9%、「取得していない」が14.8%です。父親は、「取得していない」が47.2%と最も多く「取得後復帰した」が7.6%でした。



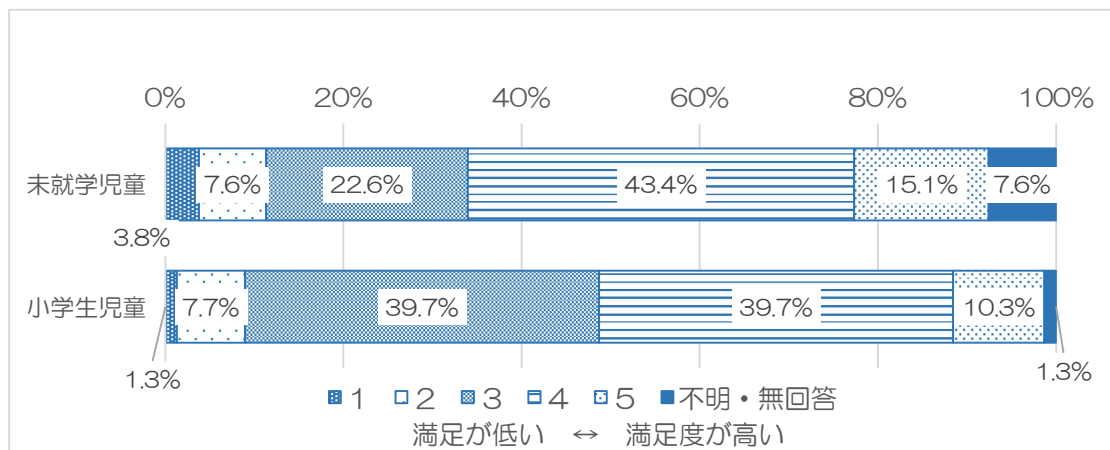
「取得後復帰した」と回答した方の復帰のタイミングは、母親で「年度初め」が30.8%でした。父親は、それ以外のタイミングが100%でした。

復帰したときのお子さんの年齢は、母親は1歳～1歳6ヶ月が84.6%、父親は、1歳未満が75.0%と最も多くなっています。



○ 長和町の子育て環境や子育て支援への満足度について伺います。

満足度は、「4」と「5」を合わせた『高い』が就学前児童は 58.5%、小学生児童では 50.0%とも5割を超えています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

未来を託す子どもたちを地域が一体となって育む、
まるごと子育て長和町

乳幼児期は人格形成の基礎を培い、学童期は生きる力を育むため、調和のとれた発達を図る重要な時期です。これらの時期は、子どもたちが人として生きていく土台をつくるため、地域住民が一体となって支え、人間関係を構築するための基礎づくりや心身の健全な発達を通じて、一人ひとりの個性が尊重され、自己肯定感をもって育まれる環境づくりが必要です。

また、子育てとは、子どもの成長等を通じて親も親として成長していく喜びや生きがいをもたらす尊い営みであり、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えながら、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくことが必要です。

さらに、子ども・子育て支援法において「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本としており、子どもの視点に立ち、子どもにとって最もよい選択を行っていく必要があります。

上記内容を踏まえ、長和町がこれまで取り組んできた子育て事業や子育て環境のさらなる充実に向けて、「長和町子ども・子育て支援事業計画」を推進するうえでの基本理念を継続し、「未来を託す子どもたちを地域で育み慈しむ、まるごと子育て長和町」と設定します。

2 基本目標

基本理念に基づき、本計画の基本目標を下記のとおり設定します。

目標1 安心して子どもを産み、ゆとりをもって育てることができる環境づくり

すべての子育て世代が安心して日常生活を送ることができ、また、子育てができるよう、生活環境の整備を促進するとともにワーク・ライフ・バランスの考え方の普及など、仕事と子育てが両立できる環境づくりを推進します。

目標2 子どもが健やかにたくましく育つ環境づくり

子育ての楽しさを感じながら親子の絆を深め子育てに取り組めるよう、また、子どもの心身の健やかでたくましい成長に資する環境づくり、地域の人々との交流や様々な体験の機会を充実することで、自ら学ぶ環境づくりを目指します。

目標3 子育てを支援する地域づくり

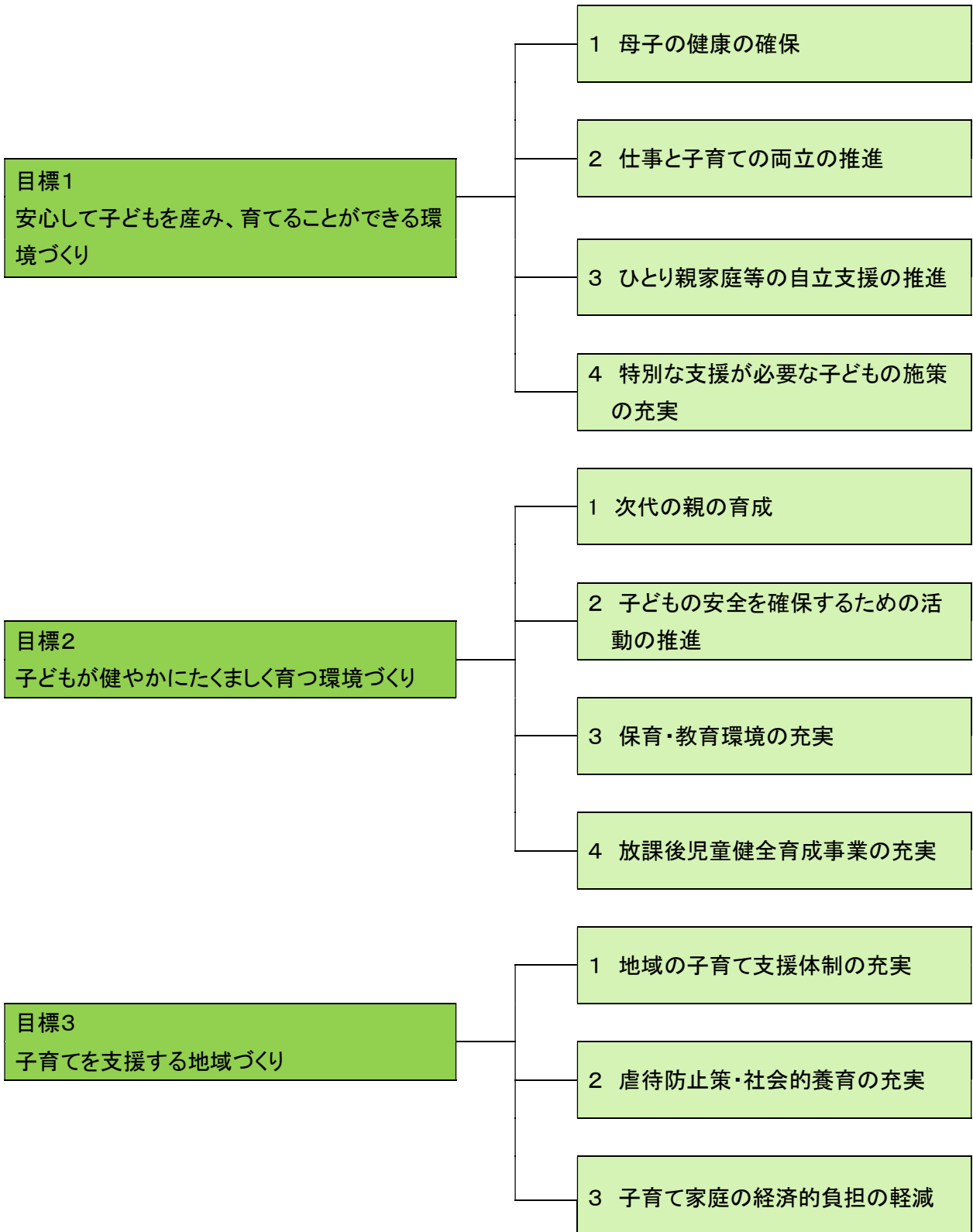
社会環境の変化や時代の要請を踏まえ、様々な家族のかたちに併せた子育て環境・支援体制の充実を図るとともに、子育て世代がひとりで悩みを抱え込まず、安心して子育てができる環境を構築するため、地域における子育てを積極的に支援します。

3 施策体系

未来を託す子どもたちを地域が一体となって育む、まるごと子育て長和

基本目標

基本施策



第4章 目標実現のための施策

目標1 安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり

1 母子の健康の確保

健康に子どもを産み育てられるよう、また、子どもが健やかに生まれ、育つよう、妊娠中から出産・乳幼児期を通した育児相談や各種検診の充実などにより、子どもと親が心身ともに健康であるために必要な環境の充実に努めます。

【主な事業】

妊婦等包括相談支援事業	妊婦及びその配偶者に対し面談等により情報提供や相談等を行います。
妊婦のための支援給付金	妊婦であることの認定を受けた者に、5万円、妊娠している子どもの人数×5万円を給付します。
妊婦健診	妊娠届に基づき、妊婦に対して母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査受診票（14枚）を交付します。県内の妊婦健診委託医療機関において、契約している検査項目を無料で受けることができます。里帰り妊婦には償還払いで対応。
産婦健診	産後うつ予防や新生児への虐待予防等の観点から、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の費用を助成し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備します。
産後ケア事業	長野県助産師会に所属する産後ケア事業を実施している助産所にて、「宿泊型」、「デイケア型」の2種類が受けられます。利用料の8割を町が負担。 利用できる回数 宿泊型：6泊以内 デイケア型：6回以内
新生児全戸訪問	新生児の全戸訪問を実施。お母さんの心と体の状態、こどもの発育の状態を確認します。

乳児健診（1ヶ月児健診）の助成	窓口負担無く1ヶ月健診を受けることができます。 上限6,040円。
育児学級	離乳食の進め方について学ぶ。仲間づくりの場の提供。親子の愛着形成を育むあそび、子育て相談を実施します。
乳児健診	計測、問診、診察、子育て相談、栄養相談、歯科相談を実施します。
幼児健康相談	お誕生相談として、育児相談、栄養相談、歯科相談（フッ素塗布）を実施します。 離乳食完了期について学ぶ。
1.6歳児、3歳児健診	計測、問診、診察（小児科、歯科）、育児相談、栄養相談、歯科相談（フッ素塗布）実施します。
2歳2.6歳歯科検診	計測、歯科検診、歯科相談（フッ素塗布）、栄養相談、育児相談、フッ素塗布を実施します。
インフルエンザ予防接種助成事業	近隣の医療機関と契約し、1歳～中学3年生まで1回自己負担1,000円で接種できるようにし、残りを町が助成します。
福祉医療給付事業	高校3年生までの子ども、母子家庭の母子、父子家庭の父子を対象に実施します。

2 仕事と子育ての両立の推進

長和町男女共同参画プランに基づき、家事や育児における男女の固定的役割分担意識を見直し、男女がともに家庭における責任を担うことを促すとともに、安心して就労できるよう、保育園などの整備・充実に努めます。

【主な事業】

保育園における早朝保育、延長保育、希望保育、土曜保育及び一時保育の実施	保護者がゆとりを持った子育てを行えるよう、また、子育てと仕事の両立を支援するため、早朝保育、延長保育、希望保育、土曜保育及び一時保育を実施します。
子育て支援センターの充実	乳幼児のいる子育て中の親子の交流や講座の実施、情報の提供など子育て支援事業の拠点。いつでも子育てに関する相談ができる等、専門職による相談体制の充実を図ります。毎月第1土曜日を基本として土曜開館を実施します。

3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭に対する世帯の就労などの自立支援、生活支援を基本にした子育てなどにおける総合的に支援するため、各種助成制度の充実や制度の周知、相談体制の充実に努めます。

【主な事業】

ひとり親家庭の相談窓口の設置	ひとり親家庭の就業支援として、関係機関との連絡調整や案内、相談を実施します。
児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図ることを目的として手当が支給されます。
保育料の減免措置	母子世帯（母子及び寡婦福祉法）に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯の保育料の減免措置を実施します。

4 特別な支援が必要な子どもへの施策

障がいのある子どもや発育・成長に遅れのある子ども及びその保護者に対し、より専門的で総合的な支援ができるよう、関係機関の連携、相談支援体制及び各種生活支援サービスの充実に努めます。

【主な事業】

子育て相談	公認心理師を配置し、お子さんとの関わりや発達等について個別に相談に応じます。
療育教室 (かがやきこくらぶ)	家庭における子どもとの関わり方について学び、保育園入園に向けても連携をとり、園生活の困り感を少なくできるように支援します。(多機能型事業所わくわくへ委託)
親子関係形成支援事業	公認心理師によるペアレントトレーニングを年6回実施します。
巡回相談	上小圏域障害者総合支援センターの療育コーディネーター、公認心理師、保健師による巡回相談を実施します。
通所通園等推進事業	心身障がい児施設に入所している児童の介護者を対象として実施します。
タイムケア事業	在宅の重症心身障がい児、知的障がい児、身体障がい児、重度身体障がい者及び精神障がい者を対象に実施します。 (委託者 個人2人・NPO法人等4事業所)
特別児童扶養手当	障がいのある20歳未満の児童の監護者を対象に実施。 4月、8月、12月にそれぞれ前4ヶ月分が支給されます。 【支給額】 1級 月額53,700円 2級 月額35,760円。
障がい児福祉手当	障がいのある20歳未満の児童を対象に実施。 毎年2月、5月、8月、11月に、それぞれの前月分が支給されます。 支給額 15,220円
児童発達支援	未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識機能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

医療型児童発達支援	肢体不自由児に児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育園等訪問支援	障がい児の在園する保育園を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

目標2 子どもが健やかにたくましく育つ環境づくり

1 次代の親の育成

次代の親となる世代が、乳幼児期から命の大切さ、愛されることへの自覚、他者及び大人への信頼と将来への期待が養われるよう、学校をはじめ、保育園、さらには家庭・地域など、すべてにおいて子どもが学べる環境の充実に努めます。

【主な事業】

ブックスタート	4ヶ月児の健診時絵本を2冊プレゼントし、親子でふれあいの時間を育むことができるように実施しています。
セカンドブック	育児学級中期の時に、母向けの絵本をプレゼントし、リラックスできる時間を育むことができるように実施しています。
子育て支援センター 【再掲】	乳幼児のいる子育て中の親子の交流や講座の実施、情報の提供など子育て支援事業の拠点。いつでも子育てに関する相談ができる等、専門職による相談体制の充実に努めます。 毎月第1土曜日を基本とし土曜開館を実施します。

2 子どもの安全を確保するための活動の推進

子どもたちを犯罪や危険から守るため、PTAなど親を中心とした活動や行政によるパトロール活動を充実するとともに、地域の資源を活用しながら、防犯、交通安全環境等、様々な角度から子どもの安全を守るための対策に努めます。

【主な事業】

交通安全教室	駐在所や交通安全支援センターと連携し、保護者への啓発活動や園児の事故防止及び交通安全への意識の向上に努めます。
通学路等の安全対策	子どもの交通事故を未然に防ぐため、関係機関と連携し、通学路、保育園のお散歩コース等の危険個所の点検及び状況把握に努め安全対策を図ります。
見守りたい事業	子ども達の通学の安心・安全のために声かけ活動や見守りを行います。
民生児童委員による見守り活動	民生児童委員による見守り活動で、月一回学校校門前であいさつ運動の実施等

3 保育・教育環境の充実

多様なニーズに対応するために、「量」と「質」の両面から子育て世代が安心できる保育・教育環境の充実に努めます。また、学校の適正規模・適正配置及び学校のあり方について幅広い見地から研究及び検討を行います。

【主な事業】

保育園の保育士の充実	きめ細やかな保育を行うために、加配保育士や支援保育士を配置し、安心・安全な保育の充実に努めます。 入園希望が多い3歳未満児の受け入れに対応できるように保育士を配意します。
保育の質の向上	専門的な知識・技術を習得するために、外部研修への積極的な参加や園内研修の実施に努めます。 保育の質の向上に資するため幼児教育アドバイザーの配置を検討します。
ICTシステムの利活用	保育ICTシステムを導入し、保護者の利便性の向上、保育事務業務の負担軽減等により保育の質の向上に努めます。
保育園における早朝保育、延長保育、希望保育、土曜保育及び一時保育の実施 【再掲】	保護者がゆとりを持った子育てを行えるよう、また、子育てと仕事の両立を支援するため、早朝保育、延長保育、希望保育及び一時保育を実施します。
病後児保育の支援	上田地域定住自立圏の病児保育事業への連携により、上田病院、丸子中央病院の病児センターを利用できます。
こども誰でも通園制度	月一定時間までの利用可能枠の中で就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度です。 令和8年度からの実施に向け体制を整備します。
学校のあり方検討委員会	長和町内の児童数の推移を踏まえ、長和町立小学校の将来を展望した学校の適正規模・適正配置及び学校のあり方について幅広い見地から研究及び検討を行うため、長和町学校のあり方検討委員会を設置しました。

4 放課後児童健全育成事業の充実

子どもが地域に愛着を持てるよう、放課後や週末における安全な子どもの居場所づくり並びに学校だけではなく、地域住民の参画による子どもの健全な育成に資する環境の充実に努めます。

【主な事業】

放課後児童クラブ	働いている保護者のためのクラブで長門地区（長門児童館）と和田地区（和田老人福祉センター）の2カ所で実施しています。ボランティアの皆さんの協力による、絵本の読み聞かせや、休校日における子ども向けイベント等を実施します。 支援員資格取得の推進、補助員の確保に努めます。
----------	---

目標3 子育てを支援する地域づくり

1 地域の子育て支援体制の充実

すべての子育て家庭が、安心して子育てできるように、子育て支援センターを拠点とした子育て支援、子育てに関する講座・教室における親子の交流の場の充実など、地域における子育て支援サービスを充実します。

【主な事業】

保健福祉総合センター 開放日	毎週月曜日の午前中、保護者とお子さんが、予約なしで保健センターに来所し、保護者とお子さんの成長の確認をしたり、他の保護者との仲間づくりの場として実施します。
子育て支援センターの 充実【再掲】	乳幼児のいる子育て中の親子の交流や講座の実施、情報の提供など子育て支援事業の拠点。いつでも子育てに関する相談ができる等、専門職による相談体制の充実を図ります。毎月第1土曜日を基本とし土曜開館を実施します。
産前産後サポーター 養成講座	妊婦、子育てしている家庭が安心して出産、子育てができるよう、講座を修了した者は社協の支え合いサポートに登録できます。（3年に1回開催）
保護者向け講演会	子育て中の保護者の方が、子どもとの関わり方を学ぶ機会となるよう年1回講演会を開催します。
子育て世代包括支援 センターの設置	妊娠、出産、子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援のプランや関係する機関との連絡調整を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施します。
医的ケア児相談窓口	継続的に医療行為が必要な医療的ケア児を持つ保護者の相談できる体制を整えます。
子ども家庭総合支援拠点	子どものいる家庭、妊産婦等の実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした専門的な相談対応や訪問等を実施し、関係機関と連携します。

2 児童虐待防止対策社会的養育の充実

体罰によらない子育て等を推進し、要保護を必要とする子どもを関係機関において支援するなど、児童虐待の発生予防・早期発見・再発防止に努めます。

要保護児童対策連絡 協議会	3回/年 実施。児童相談所職員・保育園・小学校・中学校・教育委員会・保健福祉課の職員が集まり情報共有、支援の役割分担の共通理解をはかり、共通認識をもつ機会として実施します。
------------------	--

3 子育て家庭の経済的負担の軽減

子育て家庭にかかる経済的負担を軽減するため、各種助成・手当の支給を実施し、適時・適切な支援が受けられるように制度の周知を強化することで利用の促進を図ります。

【主な事業】

子育て応援給付金	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、出生時、小・中学校の入学時に給付金を支給します。 出生 第1子：3万円 第2子：5万円 第3子：10万円 第4子以降：20万円 入学 小学校：3万円 中学校：5万円
子育て応援ごみ袋支給	満2歳未満の乳幼児を養育する保護者へおむつ用ごみ袋を支給します。乳幼児1人につき月5枚
子育てサポート利用料補助	子育てサポート事業の利用料の2/5を補助します。
児童手当	家庭における生活の安定と児童の健全な育成を図ることを目的に、年度末年齢18歳までの児童を養育する方へ児童手当を支給します。
不妊検査費用助成事業	妊娠を希望する夫婦に対し、早期治療を支援するため、夫婦が共に受けた検査費用の一部を助成します。
不妊治療（先進医療）費用助成事業	妊娠を望み、不妊治療を受けている夫婦に対し、保険適用外となる治療のうち、保険診療と併用可能な「先進医療」に要する費用の一部を助成します。
不育症治療費助成事業	不育治療を行っているご夫婦に医療費の一部を助成します。
産前産後交通費助成事業	児に疾患等があり遠隔地への受診が必要な場合、交通費の助成をし、経済的負担の軽減を図ります。
児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図ることを目的とし実施。奇数月にそれぞれ前2ヶ月分が支給されます。

家庭保育保護者支援事業	保育園等を利用せず家庭で子育てをしている世帯を対象に一時保育等の利用料の補助等負担軽減事業を実施します。
保育料の負担軽減措置	階層区分を国の基準より細分化することにより、所得に応じた保育料の設定。加えて、同時入園等要件を課すことなく、世帯第2子の児童については、6割軽減、第3子以降については、保育料を免除します。 また、市町村民税所得割 57,700 円未満世帯、ひとり親世帯等は更なる減免を実施します。
幼児教育・保育の無償化	幼児教育・保育無償化実施により 3 歳以上児及び、0～2 歳児の市町村民税非課税世帯の保育料を無償とます。 また、子育てのための施設等利用給付については、償還払いとする場合は、支払回数を年 4 回以上とします。
副食費の無償化	長和町に住所を有する教育・保育施設等を利用する 3 歳児～5 歳児を対象とし、保育園等の副食費を無料とします。
小・中学校給食費無償化	長和町に住所を有する児童・生徒を対象とし、給食費を無料とします。

第5章 子育て支援事業に係る量の見込み等

1 教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を1区域に設定します。

2 幼児期の学校教育・保育

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

本町に居住する子どもについて、「現在の幼稚園、保育園（所）、家庭的保育事業、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

○保育の必要性の認定区分

認定区分		内容	利用先
1号認定	教育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上・保育認定	お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望される場合	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満・保育認定	お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育園等での保育を希望される場合	保育園 認定こども園 地域型保育

教育・保育の量の見込み（ニーズ量）

認定区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	0	0	0	0	0
2号認定	59	66	56	56	49
3号認定					
0歳児	6	6	6	6	5
1・2歳児	27	19	24	24	22

(2) 提供体制の確保の内容及びその実施時期（年度別）

年度	1号認定			2号認定					3号認定(0歳児)			3号認定(1・2歳児)		
	量の 見込み (需要量) ①	確保策 (供給量) ②	①-②	量の見込み (需要量) ③			確保策 (供給量) ④	③-④	量の 見込み (需要量) ⑤	確保策 (供給量) ⑥	⑤-⑥	量の 見込み (需要量) ⑦	確保策 (供給量) ⑧	⑦-⑧
				(A+B)	教育 ニーズ A	保育 ニーズ B								
R7	0	0	0	59	0	59	59	0	6	6	0	27	27	0
R8	0	0	0	66	0	66	66	0	6	6	0	19	19	0
R9	0	0	0	56	0	56	56	0	6	6	0	24	24	0
R10	0	0	0	56	0	56	56	0	6	6	0	24	24	0
R11	0	0	0	49	0	49	49	0	5	5	0	22	22	0

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 【箇所】	0	0	0	0	0
②確保方策 【箇所】	0	0	0	0	0

(2) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育園等において保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

(実人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人】	46	46	42	42	39
②確保方策					
【人】	46	46	42	42	39
【箇所】	2	2	2	2	2

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後学校の余裕教室などにおいて適切な遊び及び生活指導の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

今後も放課後の安心・安全な居場所づくりを図るため、児童館等を利用し「放課後児童クラブ」を実施します。

【量の見込みと確保方策】

(登録児童数)

■低学年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人】	58	52	42	34	30
②確保方策					
【人】	58	52	42	34	30
【箇所】	2	2	2	2	2

【量の見込みと確保方策】

(登録児童数)

■高学年	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み【人】	31	29	31	28	25
②確保方策					
【人】	31	29	31	28	25
【箇所】	2	2	2	2	2

(4) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み 【年間延べ人数】	0	0	0	0	0
1号認定による利用 【年間延べ人数】	0	0	0	0	0
2号認定による利用 【年間延べ人数】	0	0	0	0	0
② 確保方策	0	0	0	0	0

② 上記①以外の一時預かり

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み 【年間延べ人数】	40	40	40	40	40
③ 確保方策	40	40	40	40	40

(5) 子育て短期支援事業、一時預かり事業（在園児対応型を除く）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み 【年間延べ人数】	0	0	0	0	0
② 確保方策	0	0	0	0	0

(6) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み 【延べ人数】	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
② 確保方策					
【人】	1100	1100	1100	1100	1100
【箇所】	1	1	1	1	1

(7) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み 【人数】	18	17	17	16	16
② 確保方策					
【人】	18	17	17	16	16
【箇所】	1	1	1	1	1

(8) 養育支援訪問事業

- ・養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
- ・要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み 【人】	4	3	3	3	3
② 確保方策					
【人】	4	3	3	3	3
【箇所】	1	1	1	1	1

(9) 病児・病後児保育事業、子育て援助支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児・病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み 【年間延べ人数】	1	1	1	1	1
② 確保方策					
病児保育事業 【年間延べ人数】	1	1	1	1	1
子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業） 【年間延べ人数】	0	0	0	0	0

(10) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み 【年間延べ人数】	0	0	0	0	0
② 確保方策 【年間延べ人数】	0	0	0	0	0

(11) 妊婦健診

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

母子手帳交付の際に受診券を14枚交付します。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み 【人】	18	17	17	16	16
量の見込み 【回】	288	272	272	256	256
② 確保方策 【人】	18	17	17	16	16
確保方策 【回】	288	272	272	256	256

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用等又は行事への参加に要する費用、その他これらに類する費用及び施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用として町が定める範囲内で補足給付を行います。

【確保方策】

対象者数や実際に負担する実費徴収の額等を調査し、事業の効果等を勘案したうえで、実施・検討していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保方策】

今後、新規事業者の参入があった場合には、事業の導入について検討します。

(14) 親子関係形成支援事業

子どもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、ペアレントトレーニング等を実施し、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 【延べ人数】	10	10	10	10	10
②確保方策 【延べ人数】	10	10	10	10	10

(15) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から妊婦に等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うと共に、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 【延べ人数】	54	54	54	54	54
②確保方策 【延べ人数】	54	54	54	54	54

(16) 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 【延べ人数】	36	34	34	32	32
②確保方策 【延べ人数】	36	34	34	32	32

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度です。長和町では、令和8年度から実施を予定しています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 【延べ人数】	—	2	2	2	2
②確保方策 【延べ人数】	—	2	2	2	2

(18) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

【確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 【人】	0	0	0	0	0
②確保方策 【人】	0	0	0	0	0

(19) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない子どもの居場所となる場を開設し、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて生活習慣の形成や学習のサポート、相談支援、食事の提供等を行うとともに、子どもの状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。

【確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 【延べ人数】	—	—	—	—	—
②確保方策 【延べ人数】	—	—	—	—	—

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

認定こども園は、幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

また、認定こども園は地域における子育て支援の役割を担っているため、すべての子育て家庭を対象にした子育て相談や親子の集いの場の提供等を行う観点からも、子育て支援のための地域拠点施設として、利用者の利便性の向上につながります。

今後必要に応じて、対応を図っていきます。

5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、保護者に対して情報提供するとともに、必要に応じ計画的に教育・保育施設、地域型保育事業

を整備します。

6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭および父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

7 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、関係機関と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

第6章 計画の推進

1 計画の推進主体と連携の強化

本計画の推進にあたって、町内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育園・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、町民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

2 計画の進行管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況について点検・評価することが重要です。子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、この取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検および評価を各年度で行い施策の改善につなげます。

